



## 地域のエネルギーに関する包括連携協定書

飯田市（以下「市」という。）と飯田まちづくり電力株式会社（以下「まちづくり電力」という。）は、地域のエネルギーを軸として地域の課題解決並びに地域経済及び社会の活性化に資する様々な事項を包括的に協働して推進するため、地域エネルギーに関する包括連携協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

### （本協定書の目的）

第1条 本協定は、まちづくり電力が行おうとする電力供給事業が、地域固有の公共的資源である自然エネルギー由来の電力を地域から調達し、地域にその電力を継続的に供給することで、市民への様々な便益や地域への財貨還流を産み、地域の公益を増進することを目指しており、このことが地域内に存するエネルギーの域消域産、地域エネルギー支出の流出抑制及び地域内での財貨循環の推進等の市の施策と一致することから、市の掲げる「いいだ未来デザイン2028」の未来ビジョンの実現に向け、市及びまちづくり電力（以下「両者」という。）が、地域のエネルギーを軸とした持続可能な地域づくりに協力して取り組むことを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この協定において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 協働：まちづくりのために、情報を共有し、当事者それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいう。
- (2) 地域：飯田市域をいう。
- (3) 多様な主体：市民、各地域、事業者、団体、NPO、行政機関等の地域内で活動している主体をいう。
- (4) いいだ未来デザイン2028：飯田市の未来ビジョンの実現に向けて、多様な主体が各々の立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジしていくための指針を定めた飯田市総合計画をいう。

### （本協定書の協定期間及び更新）

第3条 本協定書の協定期間（以下「本協定期間」という。）は、本協定書の締結日から起算して3年間、若しくは第9条第2項に掲げる電力供給の終了期日までとする。

2 本協定書の更新の可否については、本協定書満了日から起算して1月前までに両者が協議して決定する。

### （本協定書における基本原則）

第4条 両者の役割分担と責任、相互の協力及び協働に関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 両者は、飯田市自治基本条例（平成18年飯田市条例第40号）に基づき、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを基本とし、第1条に掲げる目的の達成に資する事項の実施に努める。
- (2) 両者は、本協定書が、双方に対して金融資産、実物資産、情報資産及び人的資源の提供を義務付けるものではないことを確認し、協働事業における役割分担、費用分担及び発生した損害の責任等定める必要が生じた場合は、別途覚書にて、定める。
- (3) まちづくり電力は、第6条第1号に掲げる取組事項を、主体的に、又は多様な主体と協働して取り組む。市はこの取組を、支援する。なお、第6条第1号に掲げる取組事項に関しては、発生した諸費用並びに損害の責任等は、まちづくり電力が負うものとする。

#### (両者の取組事項)

第5条 本協定の目的を達成するため、第4条第1号で定める事項の内容は、次のとおり定め、両者で協働して実施する。また、実施にあたっては両者で情報及び意見の交換を行い、進捗管理を図るものとする。

- (1) 飯田下伊那地域産のエネルギーを多く含む電力を適正価格又は安価に供給し、地域内の財貨循環の寄与に資する事項
- (2) 地域内の省エネルギーの推進に資する事項
- (3) 地域内から地域外へのエネルギー支出の流出抑制に資する事項
- (4) 地域内の再生可能エネルギーの活用及び創出に資する事項
- (5) 地域内における二酸化炭素の排出抑制に資する事項
- (6) エネルギーを軸とした地域課題の解決並びに地域の経済及び社会の一層の活性化に資する事項
- (7) その他両者で協議の上協働すべきとした事項

#### (事業主体毎の取組事項)

第6条 両者は、第5条に掲げる事項のうち、次の事項に取り組むことを決定し、地域への公益並びに市民への便益の増進を図る。

- (1) まちづくり電力が実施する事項
  - ア 飯田下伊那地域産の再生可能エネルギーの割合が24%を超える電力を、本協定期間中を通じて、地域内へ安定的に供給すること。
  - イ 供給する電力の温室効果ガス排出係数が、既に市に供給されている電力の温室効果ガス排出係数と同等又は下回るよう、努めること。
  - ウ 電力需給契約を締結した地域内の子育て世帯又はUIターン世帯向けに、電気料金の割引サービス等に、取り組むこと。
  - エ 市と別途協議の上、地内の小中学校、公民館等の学びの場への環境教育の実施に取り組むこと。
  - オ 地域内の住民団体が主体的に取り組む再生可能エネルギー事業の創出を支援する事業を、開始すること。
  - カ 市民又は地域内の事業者に対して、省エネルギー対策を提案する取組を開始すること。
  - キ 地域内の独居老人世帯の見守りをはじめとした地域課題の解決に資する取組を開始すること。
  - ク ア～キについての取組の進捗状況を毎年市に報告するとともに、市民へ地域のエネルギーを軸とした持続可能な地域づくりに関する発信を行うこと。
- (2) 市が実施する事項
  - ア 市有施設の電力需給契約について、地域内に存するエネルギーの域消産、地域エネルギー支出の流出抑制並びに地域内での財貨循環の推進に資する電力需給契約を可能な範囲で進め、地域内財貨循環の推進を先導的に行うこと。
  - イ 市有施設の電力消費実態を把握し、既存の契約の見直し及び省エネルギー対策の検討を行い、エネルギー消費の抑制に継続して取り組むこと。
  - ウ 前号に掲げるまちづくり電力が行う事項が、円滑に行われるよう支援すること。
  - エ 21'いいだ環境プラン（飯田市環境基本計画）、飯田市環境モデル都市行動計画並びに飯田市役所地球温暖化防止実行計画等に掲げる事項を行い、多様な主体の参画によるエネルギー自治を推進すること。
  - オ 市ホームページその他の媒体で、本協定に関する事項を広く公表し、地域のエネルギーを軸とした持続可能な地域づくりの推進を図ること。

(第6条第2号ウが規定する報告及び評価について)

第7条 第6条第2号ウが規定する報告及び評価は次のとおり行うこととする。

- (1) まちづくり電力は、第6条第1号クで規定するまちづくり電力の具体的取組の進捗状況について、毎年4月1日から起算して2月以内に市に対して報告する。
- (2) 市は、前号の報告を基に、報告日から1月以内に取組事項の進捗状況の評価を行い、まちづくり電力との電力供給契約継続の可否の判断を行い、第6条第2号オのとおり、市ホームページその他媒体にて発信する。

(市とまちづくり電力との電力需給契約に関する事項)

第9条 市とまちづくり電力との電力需給契約については、本協定書とは別に、契約書を締結する。

- 2 市は、第6条第1号が規定する事項を、第7条第2号より、「否」と評価したときは、まちづくり電力との電力需給契約の終了期日を定め、その終了期日の3カ月前までに電力供給契約の解約の申し入れをまちづくり電力に対して行うことができる。

(本協定書の見直し)

第10条 両者のいいずれかが、本協定書の内容について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上書面による合意にて、これを定めるものとする。

- 2 第5条第7号に該当する事項が発生した場合は、その都度書面にて、当該事項を追加する。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、両者協議して、これを解決するものとする。

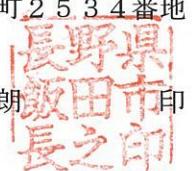
本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年4月1日

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市

飯田市長 牧野 光朗



長野県飯田市知久町1丁目9番地

MACHIKAN テナントビル 1階3号室

飯田まちづくり電力株式会社

代表取締役社長 原 勉

